

# 協同労働の協同組合法制化の早期実現を目指す市民集会

2005年11月25日、東京・一ツ橋ホールにおいて行われた「協同労働の協同組合法制化の早期実現を目指す市民集会」にむけて、ICA（国際協同組合同盟）会長のI・バルベリーニ氏よりインタビュー形式のビデオメッセージを寄せていただきました。世界の協同組合企業の課題、グローバル経済への協同セクターの戦略、イタリアにおいて社会的協同組合の果たす役割、そして日本での協同労働の法制化への支援と多くの示唆に富むメッセージをいただきました。集会では抄訳で放映しましたが、全訳を掲載します。

また、会場に駆けつけていただいた労働者福祉中央協議会会長笹森清氏のあいさつ、および昨年の国際シンポジウムにご参加いただいたILO本部協同組合部のユージェン・シュベットマン氏の連帯メッセージを掲載します。

---

---

ICA（国際協同組合同盟）会長

## イヴァノ・バルベリーニ氏 インタビュー

訳 菅野正純（日本労働者協同組合連合会理事長）

---

---

### 人間を中心に据えすべての基準とする協 同組合運動

### グローバル化の中で指し示す 21 世紀の 企業のあり方

——協同組合運動は、その原点から、人間を中心に置くことを目的としてきた、と聞いています。その点で、今日の運動の現状はいかがでしょうか？

人間を中心に置くという性格は、現在も維持されています。

それは、協同組合運動が、市場における実



践を、そうした目的に一致させなければならぬという、偉大な挑戦課題を背負わされているからです。協同組合運動の価値は、人間が中心であることによって、またそのことを毎日の実践で示すことによって、はじめて実現されるのです。

あまり知られていないのですが、協同組合は、実は人類の存在とともにあるといっているくらい、古い運動です。その起源は、2500年前にさかのぼり、中世、18世紀へと引き継がれ、19世紀半ばの産業革命の時代に、近代の協同組合運動の出発点が形成されたのです。

もうひとつあまり自覚されていないのが、ロッチデールに始まる消費者協同組合運動だけが、近代協同組合運動の起源ではない、ということです。もちろん、消費者協同組合は、その根本的な要素であったのですが、ロッチデールと同じ時期に、他の部門の協同組合も誕生しているのです。

イギリスの信用協同組合、デンマークの農業協同組合、フランスの労働者協同組合などです。労働者協同組合も、19世紀半ばに起源をもつ、たいへん古い運動なのです。

今日、協同組合は、世界の100～150カ国に広がり、組合員は8億人、働く人は1億人に達しています。これは、偉大な数字です。

多種多様な協同組合が、すべての経済部門にあって、高い質の活動を行っているからこそ得られた数字です。

協同組合は、ほんとうに、伝統的な部門から、革新的な部門まで、すべての経済部門に存在しているのです。この「革新的な部門」にあるのが、サービス協同組合と「社会的協同組合」です。



——「人をすべての基準にし続ける」ということが、近年のグローバルな競争の中で、「協同組合の価値」が言われる理由なのでしょうか？

その通りです。たいへん大事なことを言っていました。

「競争」というのは、単に経済的なことだけではないのですね。

「新自由主義者」といわれる人びとは、ルールのないまま、人間という資源よりも、技術や金融を優先させて、グローバル化を推進してきました。

そして、「リエンジニアリング」と称して、「企業の全面的な再設計」を主張し、1990年代の半ばには、それが大成功をおさめたかのように言われましたが、それは結局失敗に終わりました。「人間」という要素を無視したからです。

人をやる気にさせ、人の必要に注意を払おうとすれば、企業のある人間を、市民であるとともに、労働者、消費者、預金者でもある、多様な側面からとらえることが必要になります。そうしたすべての側面を総合的に結びつけることが、ほんとうの意味での、すぐれた企業活動の成功の要因に

なるのではないのでしょうか。

言い換えれば、「社会的な側面」に注目し、「経済の発展」と「社会の進歩」を統一する視点です。

こうした視点を持っているために、協同組合企業は、現代の諸問題に取り組む上で、よりふさわしい企業の形態になっているのです。

### 「貧困の大海」に浮かぶ「豊かさの群島」の危うさ 「経済の発展」は公正な社会づくりと一体である

——「経済の発展が、平等な社会に結びつくとは限らない」ということが、決まり文句のように言われていますが、そうではない、ということですね。

その通りです。国際連合や国際労働機関（ILO）、欧州連合（EU）といった、大きな国際機関が、この数年、協同組合運動に、かつてなく大きな位置づけを与えています。

これは、「ほんとうの経済発展を生み出す

必要がある」という考え方から、出てきたものなのです。

しばしば「経済成長」と「経済発展」が混同されています。

しかし、「経済発展」は、単なる国内総生産の「成長」ではないのです。

「経済発展」は、社会構造の変革を前提とするものです。「経済成長」と「社会進歩」が結びつき、グローバル化の利益に対して、すべての人びとが参加できるようになることが、大前提なのです。

国際機関から私たちが認められてきた、と言いました。重要なことは、協同組合に対する承認を、協同組合の法制化や、協同組合企業に有利な環境づくりに生かそうという方向が、国連などの国際機関において一貫していることです。

問題は、各国レベルで、必ずしもそれが実現されていないことです。協同組合運動が闘わなければならない理由の一つが、そこにあります。まさに新しい「経済発展」のために、適切な法律や政策によって、人びとがその必要に応じた協同組合を自由に設立し、推進できる、「結社の自由」が保障されなければならないのです。

その点で注目すべきことは、コフィ・アナン国連事務総長をはじめ、すべての機関が、今日、「貧困との闘い」や「貧困からの脱却」のためには、協同組合の役割が不可欠だと認めていることです。

ICAとILOは、合意文書を結んで、「貧困に反対する共同のグローバル・キャンペーン」を開始しました。これは、世界の南と北を結び、発達した諸国と発展途上諸国の協同組合を相互に結んで、グローバル化の利



Ivano Barberini PRESIDENT ICA

益に対する公正な参加をめざす取り組みです。

これは、平和な世界をつくり、人がはずかしめを受けない世界をつくり、テロが拡大する条件をなくす取り組みです。テロは、多数の人びとが、社会的な不平等と不自由の下で、屈辱的な状態に置かれていることによって生み出されているのですから。

——平等は、安全だけでなく、すべての人びとにとっての豊かさの源泉でもある、ということですね。しかし、そうした考え方は、まだ少数のような気もしますが。

確かにそうです。

全地球的な相互依存の強まりという意味での「グローバル化」それ自体が、否定されるべきものだというつもりはありません。問題なのは、そこへの参加の不均衡であり、巨大な社会的格差があることです。

世界の220人の金持ちの財産が、25億人の貧しい人びとの年収に等しいのです。これは、途方もない格差です。

ある人は、私たちは「貧困の大海」に浮かぶ「豊かさの群島」に暮らしているのだ、と表現しています。そこに「津波」の危険です。これが豊かさの群島を押し流してしまうことを、絶えず念頭に置いておかなければならないでしょう。

協同組合の世界は、こうした社会的格差を縮小し、人間のほんとうの必要に応える活動を発展させるよう、努力しています。その生きた実例が、「社会的協同組合」です。

## 人に対する援助を提供する「社会的協同組合」の成長 当事者を責任ある主体者に高める協同組合の偉大な力

——「社会的協同組合」は、人びとのどのような期待に応えるものかと言えるでしょうか？

協同組合は、最初に述べたような伝統的分野で生まれましたが、今日、とくにイタリアでは、サービスの協同や、社会的な協同の中に、活躍の場を見出しています。

社会的な協同は、世界の他の地域でも、多様な形で広がっています。例えばヨーロッパでは、東ヨーロッパで社会的協同組合が生まれ、フランス、スペイン、スイスで、イタリアをモデルに社会的協同組合が生まれています。南アメリカでも、世界の各地でも、人に対する援助を中心とした、協同組合の形態があります。

こうした企業形態は、イタリアで、30年前に生まれたものですが、その基礎にあったのは、ハンディキャップを持つ人びと、不利な立場にある人びとへの注目でした。

あなたは、最初に、人間が中心であるとおっしゃいましたが、社会的協同組合の理念は、まさに不利な立場にある人から出発して、人が持っている必要を考慮することによって、実際に人間を中心に据えることにあります。

こうした協同組合を生み出したのは、心豊かな人びとの精神でした。とりわけ、敏感な女性たちによるもので、今日でも、女性たちによって構成される社会的協同組合が、

たくさんあります。

アレッツォ（トスカーナ州の都市）にある、「コイネ」という協同組合は、330人が働き、300人が組合員ですが、その90%は女性で、圧倒的多数は30歳未満です。したがって、「女性による青年協同組合」ということになりましたが、その事業は、幼児教育や保育、高齢者援助、ニーズを持つ人へのケアです。

この協同組合は、1991年法律第381号（社会的協同組合法）を利用して生まれた、最初の社会的協同組合の形態です。実際、こうした法律ぬきに、こうした形態の協同組合を生み出すことは不可能でした。

行っている活動の種類が、物の生産ではなく、サービスで、生産性を絶えず拡大し、高めるということが不可能な分野に対しては、特別の注意が必要だからです。

アメリカの経済学者は、工業など、生産性の向上を活かせる他の部門と対比するために、モーツアルトの協奏曲を例にあげました。モーツアルトの協奏曲は、演奏に、200年前も、今も30分かかるといいますよ、と。

このことは、人に対するサービス、学校に対するサービス、その他にも当てはまることです。

したがって、こうした場合には、法制度が決定的に重要で不可欠だということが分かります。法制度によって、こうした種類の協同組合の形態に必要な条件がつけられ、またその発展が可能になるのです。

イタリアで発展した社会的協同組合の、第二の形態は、いわゆるB型で、不利な立場にある人びとに対するサービスではなく、不利な立場にある人びと自身を仕事の主体

として組織し、それによって人としての尊厳を保障し、かけがえのない成果を生み出すものです。

ホテルを運営し、ホテルやレストランの活動を行う、精神病患者の人びとの協同組合もあるのですよ。重いハンディキャップをもつ人びとでさえ癒すことができるのは、まさにこうした援助であり、ケアであり、当事者を責任ある主体に高めることだということが、これによって証明されました。

イタリアでは、今日、社会的協同組合が6000を超え、従事者は16万人となり、さらに伸び続けています。

そのモデルは二重で、一つは労働者協同組合単独のモデル、つまり、組合員が労働者だけのものです。もう一つは、「マルチステークホルダー」で、ここでは、組合員が、労働者と並んで、利用者、ボランティア、その他各種の形をとっています。しかし、人に対する援助とケアを提供する点では、両者は変わりありません。

——なぜ、こうしたイタリアモデルが成功しつつあるとお考えですか？

カトリックの経験やボランティアから、多くのものを学んだことと、社会主義的ヒューマニズムとの出会いが、大きな要因だと思います。

その結果、レガコープ・モデルのような、企業の効率性を中心に据え、企業的側面を優先させたモデルが生まれた一方で、むしろ小さな協同組合を優先し、それが事業連合（コンソーシャム）を形成して、より一般的なサービスを展開し、規模や企業的効率



性を埋め合わせるモデルが他方に生まれた、というわけです。

こうしたカトリック・ヒューマニズムと社会主義的ヒューマニズムの出会いは、社会的協同組合だけではなく、イタリアにおける協同組合運動の成長全体の基礎にあるものです。

考えてみれば、協同組合は、偉大な宗教の偉大な哲学から生まれたものであり、仏教から、イスラム教、キリスト教、その他に至る、すべての宗教は、人の連帯に、その基本を見出しているのです。

そして、それらの偉大なイデオロギーと同じように、社会主義や自由主義、イタリアのマツィーニ派（共和主義）のイデオロギーは、人が他人に頼るだけでなく、自力で問題を解決できるようになるよう、働きかけることに、絶えず注意を払ってきました。

このことは、今日の世界の協同組合運動の、偉大な意義でもあります。人を自力で行動する気にさせる、という点です。

貧困の問題を解決する上でも、慈善に頼るのではなく、自分たちの未来が自分たち

自身にかかっていることを、自覚できるようにすることです。

もちろん、援助は必要です。ある国や、ある国民が、植民地支配に従属していたときには、絶えず奴隷状態にさえ置かれていたのですから。その後の、植民地主義と、計画経済の経験が、競争に悪影響を及ぼした以上、新しいモデルを形成できるようにするための援助は必要です。

しかしそれは、自力で行動することを助けるという、種類の援助でなければならぬ、というのが、協同組合の処方箋です。

## 尊厳ある労働・就労創出の目的にふさわしい法制度へ 労協法制定運動は結社の自由・基本的自由権のための闘い

——最後に、日本の労働者協同組合に対するアドバイスをいただけますか？

日本の労働者協同組合が、自分たちの発展に有利な環境をつくりだす、という要求を踏まえた法制度が必要であるという点を、まず強調したいと思います。

イタリアでは、1947年から1948年の憲法制定の時に、協同組合運動をどう見るかという点で、多くの議論がされました。そこから、第45条（「共和国は、相互扶助目的を有し、私的投機の目的を持たない協同組合の社会的役割を認め、法は、より適切な手段によってその増加を促進し、援助して、適当な監督によってその性格と目的を保障する」）が生まれました。

連帯と、尊厳ある労働の創造の機会を、市



民のものにするという、きわめて厳密な概念と目的に基づいて協同組合運動を実現するための、条項です。民間企業が二セの協同組合を設立し、規則をごまかして、真の協同組合を有利にするための協同組合法制から利益を得ることがないよう、闘うための条項でもありました。

したがって、日本の場合にも、協同組合法制の要求は、労働者協同組合という形態が、二セの協同組合をつくりだすために使われる可能性がないように、きわめて厳密な規則に沿ったものでなければならない、と思います。

同じような問題が、ブラジルでもありました。ブラジルでは、労働組合自体が、労働者協同組合という形態の中に、規則をごまかして、尊厳のない、無報酬の労働をつくりだす可能性を見出したために、労働者協同組合の形態に対する反対が高まり、その発展が抑制されてしまったのです。

日本の労働者協同組合が、何よりも就労創出を可能にする法制度と法人格、協同組合法を要求して行っている闘いは、自由のための闘いであると考えています。結社の権利は基本的な自由権ですからね。

このために、私自身としても、国際協同組合同盟としても、この法制化の闘いを、そうした条件を政府が保障する責任と、協同組合が、組合員、および社会全体の完全な利益のためにこれを活用する責任という、二重の責任を結びつけた、結社の権利を承認させる闘いとして位置づけて、徹底して支持するものです。

——ありがとうございました。